

平成 29 年 4 月 1 日施行

I、雇用保険法等の一部を改正する法律

1、雇用保険料率の引き下げ

(1) 法定保険料を 1000 分の 2%引き下げ

(2) 雇用保険二事業率を 0.5 パーセント引き下げ

	事業主負担（二事業分）	労働者負担
一般の事業	1,000 分の 6（1,000 分の 3）	1,000 分の 3
農林水産・清酒製造等	1,000 分の 7（1,000 分の 3）	1,000 分の 4
建設の事業	1,000 分の 8（1,000 分の 4）	1,000 分の 4

2、基本手当の見直し

(1) 所定給付日数の見直し

被保険者期間 1 年以上 5 年未満の特定受給資格者で以下の年齢の方は給付日数が増加します。

- ・ 30 歳以上 35 歳未満 90 日→120 日
- ・ 35 歳以上 45 歳以上 90 日→150 日

(2) 個別延長給付の見直し

5 年間暫定処置として、災害により離職した人を対象とする制度が創設されます。

(3) 特定理由離職者に係る暫定処置の延長

特定理由離職者を特定受給資格者とみなして基本手当を支給する暫定措置が 5 年間延長されます。

3、国庫負担の引き下げ

3 年間の時限措置として、本来の負担額の 100 分の 10 に相当する額となります。

II、社会保険に関する法改正

平成 29 年 4 月 1 日施行

1、社会保険の短時間労働者への適用拡大の促進

被保険者数常時 500 人以下の企業であっても、以下の要件を満たす場合には、労使の合意を条件に適用が認められることになりました。

- (1) 週の所定労働時間が 20 時間以上ある
- (2) 当該事業場に継続して 1 年以上使用される見込みがある
- (3) 報酬月額が 8 万 8 千円以上ある
- (4) 学校教育法に規定する生徒・学生ではないこと

平成 29 年 5 月 30 日施行

1、個人情報取扱事業者の拡大

従来、個人情報保護法が適用される個人情報取扱事業者については、取り扱う個人情報に係る個人の数が、過去 6 か月以内のいずれの日においても 5,000 人を超えない者は該当しないとされていましたが、今回の改正でこのような例外的な取扱いは認められないことになりました。

平成 29 年 6 月 1 日施行

1、 産業医等に関する見直し

(1) 産業医の定期巡視の頻度について

以下の要件を満たす場合に限り、少なくとも 2 か月に 1 回とすることが可能となりました。

- ・事業者から毎月 1 回、衛生管理者による作業場巡視の結果などが産業医に提供されていること。
- ・事業者の同意があること。

(2) 健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

事業者は、健康診断の有所見者につき医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師から求められたときは、これを提供しなければなりません。

(3) 長時間労働者に関する情報の産業医への提供

事業者は、毎月 1 回以上、一定の期日を定め、時間外労働の時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が 1 月あたり 100 時間を超えた労働者の氏名、当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

平成 29 年 8 月 1 日施行

I、年金法の改正

(1) 受給資格期間が 25 年から 10 年以上に改正

(保険料納付済期間 + 保険料免除期間 + カラ期間 ≥ 10 年)

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として 25 年以上必要でした。

平成 29 年 8 月 1 日からは、資格期間が 10 年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

(2) 10 年加入で受給できる年金

《大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの方》	《大正 15 年 4 月 2 日以降生まれの方》
国民年金の通算老齢年金	国民年金の老齢基礎年金
厚生年金の通算老齢年金	厚生年金の老齢厚生年金
共済組合の通算老齢年金	共済組合の退職共済年金

(3) 年金請求書の発送スケジュール

送付スケジュール	送付対象者
平成 29 年 2 月下旬～3 月下旬	大正 15 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日生まれの方
平成 29 年 3 月下旬～4 月下旬	昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生まれの方
平成 29 年 4 月下旬～5 月下旬	昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 26 年 7 月 1 日生まれの方
平成 29 年 5 月下旬～6 月下旬	昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 10 月 1 日生まれの方
平成 29 年 6 月下旬～7 月上旬	昭和 30 年 10 月 2 日～昭和 32 年 8 月 1 日生まれの方 大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの方（旧法対象者） 共済組合等の加入期間を有する方（私学共済含む）

II、雇用保険法の改正

(1) 基礎日額の下限額等の変更

・下限額の引き上げ

現在適用額 2,290 円→適用後 2,460 円

・年齢階層別の上限額の引き上げ

離職日における年齢	賃金日額の上限額（引き上げ前の適用額）
30 歳未満	13,370 円（12,740 円）
30 歳以上 45 歳未満	14,850 円（14,150 円）
45 歳以上 60 歳未満	16,340 円（15,550 円）
60 歳以上 65 歳未満	15,590 円（14,860 円）

・賃金日額と給付率との関係

離職日において 60 歳未満

賃金日額	給付率
2,460 円以上 4,920 円未満	100 分の 80
4,920 円以上 12,090 円未満	100 分の 80～100 分の 50
12,090 円以上	100 分の 50

離職日において 60 歳以上 65 歳未満

賃金日額	給付率
2,460 円以上 4,920 円未満	100 分の 80
4,920 円以上 10,880 円未満	100 分の 80～100 分の 45
10,880 円以上	100 分の 45

・最低賃金との均衡

賃金日額の限度額が、最低賃金を基礎として算出された賃金日額を下回る場合は、当該最低賃金日額が下限額となるよう規定が設けられます。

平成 29 年 10 月 1 日施行

(1) 育児休業に関する見直し、規程の新設

・育児休業期間の再延長

子が1歳6か月に延長した時点で保育園に入れないなどの場合には、再度申請することにより、最長2歳まで育児休業期間を延長することができるようになりました。

・育児休業制度等の個別周知

育児休業等に関する定め周知などの措置に、労働者若しくはその配偶者が妊娠。出産したこと、又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対し周知させるための措置を含める。

・育児目的休暇

事業主は、小学校就学前の子を養育する労働者について、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用できる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない旨の規程が新設されました。(子の看護休暇、介護休暇、年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前に準備することができる休暇を含む。)

平成 30 年 1 月 1 日施行

I、訓練給付の拡充（雇用保険法）

1、給付率の引き上げ

専門実践教育訓練給付の給付率を最大100分の70に引き上げる。

2、教育訓練支援給付金

平成30年までの暫定措置でしたが、平成33年まで延長されることになりました。また、支給額は基本手当の100分の80相当額に拡充されます。

II、労働契約締結前の労働条件等の明示

求人募集などの内容と異なる条件で提示する場合など、以下のいずれかに該当する場合には、求人者等に新たな明示義務が課される。

(1) 当初の明示と異なる内容の労働条件を明示する場合

例：基本給月額 25 万円 → 20 万円

(2) 当初の明示の範囲内で特定された労働条件を提示する場合

例：基本給月額 20～30 万円 → 25 万円

(3) 当初の明示で明示していなかった労働条件を新たに明示する場合

例：基本給月額 25 万円 → 基本給月額 25 万円 職務手当月額 3 万円